

## 障害者総合福祉法（仮称）に盛り込むべき事項について

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会[あみ]

わが国の障害者福祉の施策が地域の中での当たり前の暮らしを支えるという方向に本格的に踏み出していくためのしっかりとした「政策」が強く求められています。先般取りまとめられた「総合福祉法骨格提言」はまさに、それを実現する要素を網羅した、わが国障害者福祉の指針です。真摯に受け止め、内容の具現化にむけご尽力いただけますようお願いいたします。

特に、精神障害者支援の分野においては、医療と福祉の財政比率が「97：3」と示されている（平成 17 年国民医療費調査）ように、これまでの異常ともいえる医療偏重状態から福祉的支援の抜本的拡充へと移行させることが喫緊の課題となっております。しかもそれは、他の障害者分野と同様に、「施設から地域へ」という流れ、つまり、病院や入所施設などにおける「不自然な暮らし」から地域での「普通の暮らし」を支えるものへと転換させることと連動するものでなければなりません。

「街で暮らす」「自然な暮らしを安定的に送れるよう支える」ということを視点とし、障害をお持ちの方々が、自身の馴染みの街で普通に歳を重ねていく（aging in place）ことが保障されるよう強く求め、下記の要望をお届けする次第です。ご高配のほどよろしくようお願いいたします。

### 記

#### 1. 精神障害者福祉の充実を ～地域生活支援を担う諸事業、制度の拡充～

##### （1）住まいの場の飛躍的な拡充を

- ・ グループホームの量的拡大と、現場支援体制の拡充（小規模事業所における職員配置の拡充）
- ・ 公営住宅を活用したグループホーム設置のさらなる推進と、個別入居における優先入居制度の確立
- ・ 公的保証制度や家賃補助等、民間賃貸借物件の確保に関する多様な支援の実施
- ・ 住居の確保と安定居住のための支援策である「居住サポート事業」を、訪問型生活支援として機能強化し、独立した支援活動が展開できるよう法的条件を整備すること
- ・ 「地域移行型ホーム」や「退院支援施設」は、障害者自立支援法施行時の経過措置的制度であり、本来不適切な生活環境条件であるので早期に廃止すること
- ・ その他、「シルバーピア」等、高齢者住宅に倣った施策を障害者にも広く展開していくこと

##### （2）日中活動の場の多様な展開の保障と、事業の安定性の確保を

- ・ 障害者個々の希望や障害特性に対応できるよう、就労系の支援サービス（就労支援センター）と生活支援系の支援サービス（ドロップインセンター、デイアクティビティセンター）の両方のサービスが柔軟に利用できるようなあり方とすること
- ・ また、その両方を兼ね備えた新事業類型を創設すること

- ・ 地域の中で身近に利用できる小さな現場においてこそ十分な支援力が確保されるよう、事業所の小規模性に配慮された報酬体系とすること

**(3) 精神障害者に特化した相談支援体制の整備を**

- ・ 旧法における「精神障害者地域生活支援センター」の復活も含め、精神障害者に特化した相談支援ならびに地域生活支援を担う場を設置すること

**(4) 「地域基盤整備 10 力年戦略」の策定と、その確実な実施を**

**2. 精神医療の抜本的改善を ～精神科病院における社会的入院の解消と精神科医療の質の充実～**

**(1) 地域移行（退院支援）、地域定着支援を制度として確立し強力に展開すること**

- ・ 地域移行（退院支援）は退院の動機づけ段階からスタートするものであり、地域から病院への働きかけが極めて重要であるため、その担い手として、ピアサポーターを含め多数確保して実施できる制度とすること
- ・ 病院から地域への送り出しの強化のための精神保健福祉士を、精神科病院に必置すること

**(2) 社会的入院の是正と併せ、世界に類を見ないわが国の過剰な精神科病床数の大幅な削減を**

**(3) 精神科医療の質の向上と医療内差別の撤廃を**

- ・ 精神科差別の温床ともいふべき事実上の精神科特例を早期に完全廃止すること。また、精神科医療を一般医療のなかに取り込むべく、医療法施行規則第 10 条 3 項を廃止すること
- ・ 入院手続きにおける人権擁護ならびに入院中の権利擁護を厳に追求すること

**(4) 精神科疾患が「5 疾病 5 事業対策」に含められたことを踏まえた施策の展開を**

- ・ 都道府県医療計画における医療施策推進、受療環境の整備とともに、退院支援や地域連携の観点から、都道府県ならびに市町村における障害者計画、障害福祉計画等においても、本計画との連動、整合が確保されるようにすること

**3. 精神障害者の社会参加促進、差別・偏見の除去、共生社会の実現をめざし、国民に対する普及啓発や差別解消のための取組みを、今までになく強力に展開すること**

以上

特定非営利活動法人 **全国精神障害者地域生活支援協議会[あみ]**

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-24-7 ルネ御苑プラザ 418

Tel.03-5312-1950 Fax.03-5312-1951

E-mail : info@ami.or.jp URL : <http://www.ami.or.jp>